

港区放課後児童育成事業(放課GO→みた)運営事業候補者選考に係る質問及び回答

令和3年9月27日時点

| 番号 | 質疑事項 | 資料名 | 該当ページ | 質問内容 | 回答 |
|----|----------------------------------|---------------------------------|-------|--|---|
| 1 | 「4事業実施内容 対象児童及び定員」について(登録人数について) | 港区放課後児童育成事業(放課GO→みた)運営事業候補者募集要項 | 3頁目 | 「定員は定めありません」との記載がありますが、登録人数について、参考資料2のようにお示しいただけますでしょうか。 | 放課後児童育成事業(放課GO→みた)の登録児童数は以下のとおりです。なお、令和2年度は、児童の登録がありますが放課GO→は休止し、代替事業として緊急児童居場所づくり事業を実施しました。 令和2年度・・・年度当初122人/年度末150人 令和元年度・・・年度当初231人/年度末267人 平成30年度・・・年度当初218人/年度末242人 平成29年度・・・年度当初214人/年度末246人 平成28年度・・・年度当初183人/年度末233人 |
| 2 | 活動場所について | 港区放課後児童育成事業(放課GO→みた)運営事業候補者募集要項 | 3頁目 | 夏休み期間などは校庭や体育館の利用ができるとのことですが、現在平日の放課後も校庭等利用していますでしょうか。 | 平日も学校運営(授業等)に支障がない範囲で、学校の許可を受けて校庭及び体育館を使用しています。 |
| 3 | 障害児の受入れについて | 港区放課後児童育成事業(放課GO→みた)運営事業候補者募集要項 | 3頁目 | 障害児や特別な配慮を必要とする在籍児童は何名を想定されていますでしょうか。 | (別紙1)仕様書「8 要員の配置」に記載のとおりです。 |
| 4 | 受託に関する経費について | 港区放課後児童育成事業(放課GO→みた)運営事業候補者募集要項 | 9頁目 | 「消費税の課税対象経費、非課税対象経費」とありますが、非課税対象となる経費項目をご教示ください。 | 業務委託費は、原則としてその全額が消費税の課税対象となります。しかし、事業において郵送を行う場合、郵便料金等は内税となっており、そのまま消費税を委託料全体に課税すると、消費税の二重計上となってしまいます。そのため、各項目の内訳の対象経費が課税対象経費なのか非課税対象経費なのかを記載のうえ、消費税を適正に計上してください。 |
| 5 | 応募申込書類及び運営提案書類の提出部数について | 港区放課後児童育成事業(放課GO→みた)運営事業候補者募集要項 | 9頁目 | 各書類の提出部数について、正本1部、副本8部で合計9部となりますが、合計10部と記載があります。 | 正本及び副本8部の提出が必要な書類について、提出部数は合計9部となります。募集要項の一部を修正しましたので、ご確認をお願いいたします。 |
| 6 | 児童の見送りにについて | (別紙1)仕様書 | 2頁目 | (1) 見送りコースの具体的な場所をご教示ください。 | 現在、放課GO→みたでは、魚籃坂交差点方面、三田5丁目交差点方面、亀塚交番方面、伊皿子坂交差点方面の4コースで見送りを実施しています。詳細については、児童の安全確保の観点から回答を差し控えさせていただきます。 |
| | | | | (2) 見送りコースが4コースとありますが、毎時4コースに職員の引率が必要でしょうか。それとも、1人の職員が何か所か担当しているのでしょうか。現在の運営の仕方をお示しくください。また、見送りの時間が決まっていればお示しくください。 | 現在の運営について、放課GO→みたでは、①午後4時以前、②午後4時30分、③午後5時の計3回に分け、魚籃坂交差点方面、三田5丁目交差点方面、亀塚交番方面、伊皿子坂交差点方面の所定のポイントまで見送りをしています。見送りの際は、①では計2人、②では計3人、③では計4人の職員が児童に付き添っています。 |

| 番号 | 質疑事項 | 資料名 | 該当ページ | 質問内容 | 回答 |
|----|-----------------------------|----------|-------|--|---|
| 7 | 「(7)安全管理・危機管理業務」の災害時の備蓄について | (別紙1)仕様書 | 3頁目 | 「2日分程度の備品配備」が必要と記載がありますが、現在備蓄されている物や個数等をお示しいただけますでしょうか。また、廊下にヘルメットが配備されておりましたが、そこからは引き継ぎが可能と考えてよろしいでしょうか。 | 防災用品の備蓄については、参加児童が放課GO→に2日程度滞留することを想定し、食料や飲料などの必要な経費を計上してください。廊下に配備したヘルメットは区側で購入したものですので、引き継ぎ可能です。 |
| 8 | 「8要員の配置」について | (別紙1)仕様書 | 4頁目 | 現在は緊急居場所づくり事業として実施されていると思いますが、放課GO→運営時と職員数は変わっていますでしょうか。見学会時に拝見しましたところ、児童約15名に対して、職員が約5名ほどとお見受けいたしました。現在の配置人数が通常時より減っているようでしたら、通常時の配置人数をお示しください。 | 放課後児童育成事業(放課GO→)及び緊急児童居場所づくり事業における職員の配置人数については、(別紙1)仕様書「9要員の選任」に記載の責任者(常勤職員)及び責任者不在の場合の常勤職員の他、「8要員の配置」に記載の想定される参加児童数をもとに、安全に十分留意できる必要な人員を配置してください。なお、令和4年度は放課後児童育成事業(放課GO→)を実施する予定ですが、緊急児童居場所づくり事業を継続する場合は、本プロポーザル選考後、事業候補者と契約内容を協議します。 |
| 9 | 備品について | (別紙1)仕様書 | 7頁目 | 業務履行に必要な什器備品等は具体的に何がございませうでしょうか。備品一覧をご教示ください。 | 片袖机、げた箱、書庫、ジョイントカーペット、クロスパネル、畳、事務机、椅子、ランドセル棚、ロッカー、キャスター付パーテーション、メタルラック、脚折りたたみ式座卓などは、区が購入し管理する備品・什器類です。 事務作業等で使用するパソコン、プリンター、固定電話、FAX、携帯電話及び複写機等の購入費並びに維持経費や、インターネット環境の整備及び維持に係る経費は受注者の負担となります。 また、児童が使用する遊具、学童本、筆記用具、消毒用品及び消耗品など、業務に必要な物品・什器等(5万円以下のものは、受注者の負担によりご用意ください。従事職員の福利等のために供する冷蔵庫や電子レンジ等も受注者の負担となります。 なお、受注者が負担すべき経費については、募集要項「12 契約関係」及び(別紙1)仕様書「15 費用負担」に記載のとおりです。 |